

ふるさと登録届

公益財団法人高知県スポーツ協会会長 殿

高知県〇〇協会 会長 殿

届け出日: 202▲年〇〇月〇〇日

ケンスポキョウ タロウ

県スポ協 太郎

県印

[性別] 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること。

[生年月日] 西暦 1990年 〇〇 月 ×× 日

記入例

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を高知県として、次の通りお届けします。
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

卓球 競技	成年男子 種別	種目
-------	---------	----

2. 現住所

トウキョウトシブヤクジンナン1-1-1	電話番号(携帯電話番号)
〒150-8050	03-△△△△-××××
東京都渋谷区神南1-1-1	(090-□□□□-××××)

3. 連絡先 ※上記と異なる場合のみ記入

〒 -	電話番号(携帯電話番号)
-----	--------------

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利用回数
1. 初回 2. 2回目

* 1. 又は2. のいずれかに○印

(2) 前回大会出場の所属都道府県名

第77回	高知 都道府県
------	---------

* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

(3) 卒業した学校名

コウチケンリツ〇〇コウトウガッコウ	卒業年月
高知県立〇〇高等学校	令和5年3月卒業

* 〇〇小学校又は〇〇中学校、〇〇高等学校など学校名を明確に記載すること。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年申請(手続き)が必要である。

第79回 国民スポーツ大会 (~~本大会~~・冬季) ふるさと選手制度使用申請届

公益財団法人高知県スポーツ協会 会長殿

高知県〇〇連盟 会長殿

記入例

届け出日: 202■年〇〇月〇〇日

氏名フリガナ	ニッスキョウ タロウ		
氏名	日ス協 太郎	<input checked="" type="radio"/>	
[性別]	<input checked="" type="radio"/> 1. 男	2. 女	* いずれかに○印を付けること。
[生年月日] 西暦	1990 年	〇〇 月	×× 日

標記大会について、国民スポーツ大会ふるさと選手制度により下記内容の通り、使用申請致します。
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

卓 球	競 技	成年男子 種別	種目
-----	-----	---------	----

2. 「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

利用状況(今回の使用を含む)	前回出場大会の所属都道府県名	
1. <input checked="" type="radio"/> 初回 (5) 年連続	第74回	高知 <input checked="" type="radio"/> 都・道・府・県
2. 2回目 () 年連続		

* 利用状況については、1. 又は2. のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。

* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3. 現住所

フリガナ	トウキョウトシブヤクジンナン1-1-1	電話番号(携帯電話番号)
〒150-8050		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (△△△-△△△△-△△△△)
東京都渋谷区神南1-1-1		

4. 連絡先 ※上記と異なる場合のみ記入

フリガナ	コウチケンコウチシマルノウチ1-7-52	電話番号(携帯電話番号)
〒780-8044		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
高知県高知市丸ノ内1丁目7-52		

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の申請(手続き)が必要である。